

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年1月11日認可した。

令和4年1月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東又幹線1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東又幹線2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上万塚地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）安西荒地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）日うら地区
高松市川添土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川向3号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）男井間8号堰地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）久保田地区
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中沖地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）末峰地区
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上林上井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下井幹線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（一般）三郎池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（一般）上林下井地区
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南谷上池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三夫婦池地区
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道事業）北下所地区
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）附属小池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）衣掛畑地区